

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- **福祉・介護職員等処遇改善加算**を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の**基本給等**(※1)について、令和5年度と令和6年度を比較すると**12,860円の増（＋5.34％）**となっている。
- また、**平均給与額**(※2)については、令和5年度と令和6年度を比較すると**19,970円の増（＋6.49％）**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基 本 給 等（常勤の者）	240,850円	253,710円	＋12,860円
平 均 給 与 額	307,750円	327,720円	＋19,970円

※1 基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月の支給金額の1／6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	87.0％	87.7％ ※
① 新加算Ⅰ	49.5％	41.4％ ※
② 新加算Ⅱ	18.7％	27.8％ ※
③ 新加算Ⅲ	12.3％	11.9％ ※
④ 新加算Ⅳ	3.6％	2.6％ ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	2.9％	4.0％ ※

※ 国保連データ（令和6年9月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）	15.2％
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）	77.8％

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載 ※その他を除く	
事務作業が煩雑	32.4％
届出に必要な事務を行える職員がいない	17.3％
算定要件を達成できない	15.2％
賃金改善の必要性がないため	11.3％

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	69.0％
定期昇給	40.6％
各種手当の新設	19.4％
既存の各種手当の引き上げ	23.6％
賞与等の引き上げまたは新設	50.6％

給与等の引き上げの対象者	
施設・事業所の職員全員	56.0％
調査対象サービスの従事者全員	9.9％
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	10.4％
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	13.6％

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	80.5％
事務員	35.6％
看護職員	27.1％
福祉・介護職員以外の配置指導員等（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等）	18.9％
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）、心理指導担当職員	18.2％